お知らせ掲示板

★上士幌町役場　TEL01564-2-2111（代表）
※お問い合わせ先に記載の電話番号は、役場各課の直通番号です。

募集

公営住宅入居者

【町営住宅（ふれあい団地・14区）】
◆**入居資格**
住宅に困窮していて、所得（月額）が15万8000円を超えず、町が定める基準に該当する者
◆**募集住宅①**
F棟2階・86号【平成8年度建設】
3LDK（2人以上世帯向け）
◆**家賃**（収入区分による）
月額2万4400円～3万6400円
◆**募集住宅②**
G棟2階・99号【平成9年度建設】
3LDK（2人以上世帯向け）
◆**家賃**（収入区分による）
月額2万4400円～3万6400円
◆**募集住宅③**
H棟2階・109号【平成10年度建設】
2LDK（2人以上世帯または60歳以上の単身高齢者向け）
◆**家賃**（収入区分による）
月額2万3300円～3万4700円
【特公賃住宅（ふれあい団地・14区・高額所得者向け）】
◆**入居資格**
住宅に困窮していて、所得（月額）が15万8000円以上、48万7000円以下で、町が定める基準に該当する者
◆**募集住宅④**
C棟2階・47号【平成14年度建設】
2LDK・S（2人以上の世帯向け）
◆**家賃**　月額5万2400円
※所得に関わらず一律となります。
◆**募集期間**
いずれの住宅も1月4日(木)～15日(月)
◆**注意事項**（各住宅共通）
◇募集戸数を超えて申し込みがあった場合は、住宅の困窮度をもとに選考となります。
◇入居決定後、入居の前に家賃月額の3か月分の敷金を納入していただきます。
◇駐車場は各戸1台分のみです。
◇ペットを飼うことはできません。
◇入居者決定後の手続き等がありますので、実際の入居可能時期は1月下旬以降になります。

【その他の住宅】
次の住宅は、申込期間を設けておらず、随時お申し込みを受け付けています。入居要件や住宅の状況など、詳しくはお問い合わせください。
◆**新西団地**（2人以上の世帯向け）
◇41号　家賃月額1万1700円～1万7400円
◆**北団地**（世帯人数・年齢制限なし）
現在、入居可能な空室はありません。
◆**単身者住宅「ノースシティ」**（50歳未満の単身者向け）
◇A棟106号、B棟101号、B棟104号、C棟104号、C棟203棟、D棟103号、D棟104号
家賃月額2万7200円（一律）
※お申し込みやお問い合わせは、建設課公営住宅担当（TEL2-4297）まで

町民法律相談

町顧問弁護士による町民向け無料法律相談会を開催します。悩みごとや困りごと、トラブルなど、法的解決が必要な事項について、弁護士が相談に応じます。お気軽にお申し込みください。
◆**日時**　1月22日(月)　10時～12時
◆**場所**　山村開発センター第3研修室
◆**相談員**　弁護士　中島 和典 氏
◆**申込期限**　1月16日(火)まで
◇予約制の先着順で、相談時間は1人30分以内です。
※お申し込みやお問い合わせは、企画財政課広聴担当（TEL2-4290）まで

自衛官等募集のお知らせ

募集種目	応募資格	受付期間	試験日
自衛官候補生（陸上・海上・航空の男女）	18歳以上33歳未満の者 ※32歳の者は、採用予定月の末日現在、33歳に達してない者	令和6年2月6日(火)まで	令和6年2月11日(日)
		令和6年2月7日(水)～2月22日(木)まで	令和6年2月26日(月)～3月1日(金)のうち1日

※募集資格の年齢は採用時期によって異なります。なお、受付期間や試験日については状況により変更になる事があります。詳しくは次のいずれかにお問い合わせください。
※お申し込みやお問い合わせは、自衛隊帯広募集案内所（帯広市西5条南14丁目13番地 TEL・FAX0155-23-8718／Eメール obihiro.pco.tokachi@rct.gsdf.mod.go.jp）まで
◆**自衛隊帯広地方協力本部ホームページ**
https://www.mod.go.jp/pco/obihiro/

催し

消防団出初式

令和6年上士幌消防団出初式を開催します。
◆**日時**　1月4日(木)
◆**内容**　◆神社参拝　◆車両パレード　◆分列行進　◆式典（表彰式他）
◆**時間**
車両パレード（市街地）10時20～40分頃
分列行進（4区商店街）　10時40分頃
式典（消防庁舎研修室）　11時15分
◆**団員招集サイレン**　9時
上士幌市街・萩ケ岡・ぬかびら源泉郷
※お問い合わせは、上士幌消防署（TEL2-2519）まで

新年交礼会

新春の交礼の場として、新年交礼会を開催します。
お申し込みは不要ですので、広く町民の皆さまのご出席をお待ちしております。

◆**日時**
1月9日(火)　10時～
◆**会場**
山村開発センター　集会室
※お問い合わせは、総務課庶務担当（TEL2-2111）まで

上士幌町書道協会主催 第31回ファミリー書道展

上士幌町書道協会では、ファミリー書道展を開催します。
◆**日時**　1月6日(土)～14日(日)
◆**場所**　生涯学習センターわっか　プロムナード
※会員を募集しています。
※お問い合わせは、上士幌町書道協会・竹中（TEL2-3047）まで

かみしほろ地域食堂 うれしか

誰もが集まれる地域の場所をめざして、地域食材を使った食事を提供しています。
◆**日時**　1月20日(土)　毎月第3土曜日
◇10時～12時　餅つき
※準備でき次第提供
◆**料金**　高校生以下無料
※大人の方は、100円程度の活動支援にご協力をお願いします。
◆**場所**　ふれあいプラザ
※温かい食事の提供を予定しておりますので、会食できる方はぜひご一緒にいかがでしょうか？お持ち帰りにも対応していますが、スープなど持ち帰りづらいものもありますのでご了承ください。
※マイ箸・エコバックの持参にご協力ください。
※ゴミの持ち帰りにご協力ください。
★餅つきをできる方大募集！
※皆さんのお手伝い、ご協力をお願いいたします。
※お問い合わせは、かみしほろ地域食堂うれしか事務局・吉田（TEL090-9520-9456）まで

▲公式Instagram

スポーツ

第62回町民スケート大会

◆**日時**　2月3日(土)
開会式9時／競技開始9時30分
◆**場所**　町民スケートリンク
◆**対象**　町内在住の方
◆**種目**
◆幼児　50m
◆小学生　100m・250m・500m
◆中学生　500m
◆一般　250m・500m
◆**申込期限**　1月26日(金)
※お申し込みやお問い合わせは、教育委員会生涯学習課社会体育担当（TEL2-3024）まで

歩くスキー教室

◆**日時**　1月13日(土)・14日(日)　10時～
◆**場所**　航空公園
◆**対象**　町内在住の方
◆**内容**　初歩からスケーティング走法
◆**持ち物**　歩くスキー一式、汗拭きタオルなど
※用具をお持ちでない方には、スポーツセンターにてお貸しいたします。
◆**申込期限**　1月12日(金)
※歩くスキーの会会員を募集しています（年会費1000円）。
※お申し込みやお問い合わせは、歩くスキーの会・事務局 林（TEL2-3255）まで

第7回フロアカーリング協会大会

◆**日時**　1月13日(土)　9時～
◆**場所**　スポーツセンター
◆**対象**　町内に在住する小学生以上一般男女（要協会加入）
◆**申込期限**　1月9日(火)
※お申し込みやお問い合わせは、FC協会・事務局 堂畑（TEL2-4062）または会長 増田（TEL2-2744）まで

お知らせ・啓発

固定資産税についてのお知らせ

【新築住宅に対する軽減措置について】

新築された住宅については、新築後一定の期間、固定資産税が減額されます。

(1)適用対象は次の要件を満たす住宅です

①専用住宅(人の居住用となる家屋)や併用住宅(一部が人の居住用となる家屋)であること

※なお併用住宅については、居住用部分の割合が2分の1以上のものに限られます。

②床面積要件　50㎡以上280㎡以下

(2)減額される範囲…減額の対象となるのは、床面積120㎡まで

(3)減額される額…減額対象に相当する固定資産税額の2分の1

(4)減額される期間

①一般住宅分…新築後3年間(3階建以上の中高層耐火住宅等は5年間)

②長期優良住宅分…新築後5年間(3階建以上の中高層耐火住宅等は7年間)

【登記されていない家屋に関する届け出について】

未登記家屋については届出が必要です。

①家屋の所有者が変更になった場合

相続、売買、贈与などで家屋の所有者が変更になった場合は、「家屋所有者変更届」に必要事項を記入し、役場に提出してください。

②家屋を取り壊した場合

家屋を取り壊した後に、「建物取壊し届」および、解体業者が発行する「家屋取壊証明書」等の取り壊しが証明できる書類等を併せて役場に提出してください。

③新たに家屋(車庫等)を取得した場合

家屋(車庫等)を取得した場合も、お手数ですが役場までご連絡願います。

固定資産税は、1月1日現在の所有者に対して課税されます。

令和5年末までに所有者変更や家屋の取り壊しなどがある場合は、早めの届出をお願いいたします。

※お問い合わせは、町民課固定資産税担当(℡2-4294)まで

～事業主の方へ～ 法定調書の提出について

令和5年分の法定調書の提出期限は、1月31日㈬です。

◆法定調書は、書類ごとに提出先が異なりますので、ご注意ください。

◆法定調書の作成にあたっては、国税庁のホームページに掲載の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」等をご覧ください。

なお、提出はインターネットを利用して提出できるe-Tax、eLTAXが大変便利です。

※法定調書の作成については、受給者および支払者等の個人番号または法人番号が必要となりますので、ご注意ください。

法定調書	提出先
◆給与支払報告書(個人別明細書・総括表) ◆退職所得の特別徴収票	市町村
◆給与所得の源泉徴収票 ◆退職所得の源泉徴収票 ◆不動産の使用料等の支払調書 ◆合計表、その他の法定調書	帯広税務署

《マイナンバー(個人番号)を取り扱う場合の注意事項》

●マイナンバーの提供における本人確認

事業者が従業員等からマイナンバーの提供を受け法定調書を作成する場合は、本人確認として「番号確認」および「身元確認」が必要です。

なお、控除対象配偶者および控除対象扶養親族等のマイナンバーは、給与や報酬を受け取る受給者本人が被扶養者の本人確認をした上で、事業者にマイナンバーを報告することとなります。

◇本人確認を行う場合に使用する書類の例

◆**例1**　マイナンバーカード(番号確認と身元確認)

◆**例2**　通知カード(番号確認)(注1)＋運転免許証、健康保険の被保険者証など(身元確認)(注2)

注1:通知カードは令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。

注2:写真表示のない身分証明書等により身元確認を行う場合には、2種類以上の身分証明書等が必要です。

※法定調書に関するお問い合わせは、帯広税務署(℡0155-24-2161)または町民課賦課担当(℡2-4294)まで

※社会保障・税番号「マイナンバー」に関するお問い合わせは、内閣官房ホームページ(http://www.cao.go.jp/bangouseido/)、マイナンバー総合フリーダイヤル(℡0120-95-0178《平日9時30分～20時(土日・祝日17時30分まで)、年末年始を除く》)まで

エルタックスで町税の電子申告ができます

「eLTAX(エルタックス)」で、従来は紙で行っていた町税の申告などが、自宅やオフィスのパソコンからインターネットを利用して行うことができます。簡単で便利なeLTAXをご利用ください。

◆利用できる税目

◆法人町民税(中間・確定申告)

◆固定資産税(償却資産)

◆個人町道民税(給与支払報告書、特別徴収に係る給与所得者異動届出など)

◆申請・届出(法人設立・設置届出書、異動届など)

※一般の方が行う、個人町道民税の申告は対象になりません。

◆利用手続きに関するお問い合わせ

地方税共同機構
https://www.eltax.lta.go.jp/
℡0570-08-1459

※お問い合わせは、町民課賦課担当(℡2-4294)まで

介護保険要介護(要支援)認定者の障害者控除について

【障害者控除】

65歳以上の介護保険要介護(要支援)認定を受けている方で、身体障害者手帳等の交付を受けていない方は、その身体(精神)の状態によって所得税法(地方税法)の障害者控除に該当する場合があります。この適用を受けるためには、町から障害者控除対象者の認定を受ける必要があります。

◆障害者控除の申請ができる方

介護保険の要介護(要支援)認定を受けている65歳以上の方で、身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の交付を受けていない方。(手帳をお持ちの方は、認定の必要はありません。)

◆申請先　保健福祉課介護保険担当

◆必要なもの　印鑑

◆判定方法　介護保険の認定資料等をもとに、町が設置する判定会議において審査を行います。障がい者に準ずると認められた場合には、「障害者控除対象者認定書」を交付します。

【おむつ代の医療費控除】

高齢者が使用するおむつ代について、かかりつけの医師が発行する「おむつ使用証明書」または、町が発行する「おむつ使用確認書」がある場合は、医療費控除の対象となります。

介護保険要介護(要支援)認定を受けていて、おむつを使用している方で、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方は、医師が発行した「おむつ使用証明書」に代えて町が交付する「おむつ使用確認書」により医療費控除を受けることができます。

◆おむつ使用確認書の申請ができる方

介護保険の要介護(要支援)認定を受けている方で、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方。

※初めての場合は町の確認書は交付できません。かかりつけの医師から「おむつ使用証明書」の発行を受けてください。

※介護保険施設サービス(特別養護老人ホームや介護老人保健施設など)および短期入所サービス(ショートステイ)を利用している方のおむつ代は、医療費控除の対象になりません。

◆申請先　保健福祉課介護保険担当

◆必要なもの　印鑑

◆判定方法　介護保険の認定資料等をもとに町が審査を行い、おむつの使用が認められた場合には、「おむつ使用確認書」を交付します。

※注意事項

介護保険の要介護(要支援)認定を受けていても、障害者控除や医療費控除に該当しない場合もありますのでご注意ください。

【障害者控除・医療費控除の確定申告について】

確定申告の際に、交付された「障害者控除対象者認定書」や「おむつ使用確認書」を提示することで、障害者控除・医療費控除を受けることができます。

申告の方法については、町民課賦課担当(℡2-4294)にお問い合わせください。

※お問い合わせは、保健福祉課介護保険担当または福祉担当(℡2-4296)まで

ひきこもり、ひとりで悩んでいませんか?

町では、ひきこもりの当事者やその家族の悩みについて相談に応じる窓口を開設しています。ひきこもりは、誰にでも起こりえます。不安に思っていること、気になっていることなど、どのようなことでも結構ですので、お聞かせください。

◇どんな場合に相談すれば良いですか

まずは、些細なことだと思われても、安心してご相談ください。今は働いていなくて家にいる、コンビニなどには出かけるが、普段は一人で家にいる、長年外に出ていないなど、お一人おひとりの状況に応じて、必要とする支援を考えていきます。

◇家族が相談してもいいのですか

ご家族は、ご本人にとって一番身近な支援者です。ご家族の方もご相談ください。

※お問い合わせは、保健福祉課福祉担当(℡2-4296)まで

町税の納め忘れはございませんか?

◆道町民税第4期・国民健康保険税第6期の納期限は、12月25日㈪です。

◆税金は、私たちが支え合い、共によりよい社会を作っていくため、広く公平に負担しなければならない財源です。滞納が発生するとその対応に手間と多額の経費が掛かり、納期限内に納付をされている方との公平性を欠くこととなります。そのため法律に基づき、滞納者の財産を調査し、差押えなどの滞納処分を行うこととなっています。特に納税に応じない場合や滞納が高額な場合については、十勝市町村税滞納整理機構が捜索や差押えを実施しています。

※差押物件(動産、不動産)は、公売が行われ、税金に充てられています。

滞納整理機構(管内)	債　権	81件
	預貯金	46件
	給与	24件
	生命保険	5件
	その他	6件
	不動産	5件
	その他	3件
	合　計	89件
町	債　権	10件
	預貯金	6件
	給与	0件
	国税還付金等	0件
	町債権	4件

▲令和4年度の差押状況

※納税のご相談やお問い合わせは、町民課納税担当(TEL2-4294)まで

16 110番の適切な利用について

110番は、事件事故などが発生した場合に警察へ緊急通報するための電話です。通報の際は、必要なことを質問しますので、落ち着いて答えてください。

聴覚に障がいのある方や音声による110番通報が困難な方が通報できる「110番アプリシステム」等もあります。

詳細については、北海道警察ホームページの「サイトメニュー」→「110番や交番などのパトロール」→「聴覚や言語等に障害がある方の110番」にアクセスしてください。

急を要しない相談や照会などは、各種警察相談電話「#9110」または最寄りの警察署、交番などをご利用ください。

※お問い合わせは、帯広警察署(TEL0155-25-0110)まで

11 消防水利除雪のお願い

町民の皆さまには、日頃より消火栓や防火水槽など、消防水利の除雪にご協力いただき、心より感謝申し上げます。上士幌消防署・消防団では、降雪時に消火栓や防火水槽の除雪を行っておりますが、大雪の際などは作業が遅れる場合があります。

消火栓や防火水槽は、火災活動時に重要な水源となり、緊急時においても使用できるようにしておくことが大変重要です。今後とも皆さまのご協力をお願いいたします。

※お問い合わせは、消防課(TEL2-2519)まで

12 ご存じですか？「エシカル消費」

皆さんは、「エシカル消費」という言葉を聞いたことがありますか。エシカル(倫理的・道徳的)消費とは、より良い社会に向けた、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のことです。

私たち一人ひとりが、社会的な課題に気付き、日々の買物を通して、その課題の解決のために、自分は何ができるのかを考えてみること、これが、エシカル消費の第一歩です。例えば、障がいのある方の支援につながる商品を選ぶことや地元産商品の購入、マイバック・マイボトルを活用することもエシカル消費です。

毎日の暮らしの中で、できることから少しずつ「エシカル消費」を取り入れてみませんか。

4 国の教育ローン

■お子さまの教育資金を「国の教育ローン」(日本政策金融公庫)がサポート

「国の教育ローン」は、高校、短大、大学、専修学校、各種学校や外国の高校、大学等に入学・在学するお子さまがいるご家庭を対象とした公的な融資制度です。

◆**融資額**　一人につき350万円以内

◆**金利**　年2.25%　固定金利

※母子家庭などの方は1.85%(令和5年10月2日現在)

◆返済期間　18年以内

◇ホームページ「国の教育ローン」で検索

※お問い合わせは、教育ローンコールセンター(TEL0570-008656ナビダイヤル、またはTEL03-5321-8656)まで

12 年末年始のごみの持ち込みについて

年末年始における北十勝2町清掃工場へのごみの持ち込みについて、次のとおりお知らせします。

【年末】受入終了	令和5年12月28日(木)16時まで
【年末年始】お休み	令和5年12月29日(金)から令和6年1月3日(水)まで
【年始】受入開始	令和6年1月4日(木)8時50分から

年末年始はごみの持ち込みで工場内が大変混雑するおそれがあります。日にちや時間に余裕をもって早めの持ち込みをお願いします。

※お問い合わせは、町民課生活環境担当(TEL2-4294)まで

年末年始 ごみの収集日程

ごみを出す際は分別を徹底して、収集日の**朝8時**までに出すようにしましょう！

地区		燃やせるごみ	燃やせないごみ	資源ごみ
市街	A地区(市街)	12月26日(火)／1月4日(木)	12月27日(水)	1月4日(木)
	B地区(市街)	12月25日(月)／12月28日(木)		12月25日(月)／1月5日(金)
	C地区(市街)	12月27日(水)／1月4日(木)	1月5日(金)	12月26日(火)
農村	D地区(農村)	12月25日(月)／12月28日(木)	12月26日(火)	12月27日(水)
	E地区(農村)	12月28日(木)／1月4日(木)	1月5日(金)	12月28日(木)
	F地区(農村)	12月28日(木)／1月4日(木)	1月5日(金)	

令和5年12月25日(月)～令和6年1月5日(金)までの収集カレンダーを示しています。

第3回 上士幌町 みんなでチャレンジ！ノースクリーンデー

～アンケート結果のご報告～

メディアに触れる時間を減らし、家族団らんの時間を過ごしていただくことを目的として、「上士幌町、みんなでチャレンジ！ノースクリーンデー」を実施しています。11月1日(水)に第3回ノースクリーンデーを実施しました。翌日2日(木)から17日(金)までの間、こども園から中学校までの保護者を対象に、ノースクリーンデーに関するアンケート調査を実施しました。その結果の概要は次のとおりです。

ノースクリーンデーを意識して過ごすことができましたか。

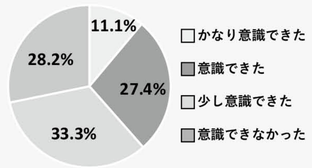

ノースクリーンデーの取組を行うことができましたか。

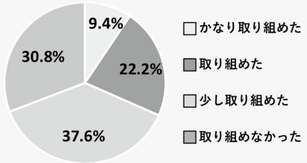

ノースクリーンデーは有意義でしたか。

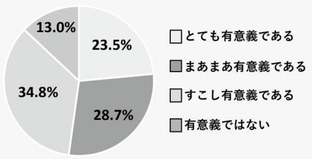

ノースクリーンデーの日でも、学校の授業や、お仕事でのタブレットやパソコンは通常通り使用可としています。

ノースクリーンデーの日は、学習・仕事以外でのメディアに触れる時間を減らし、家族と過ごす時間を大切にしていただければ幸いです。

次回は、令和6年2月1日(木)に実施いたします。皆さんもぜひお取り組みください。

▲アンケートの詳細は、上記QRをチェック！

※お問い合わせは、教育委員会生涯学習課(TEL2-3024)まで

11 交通ターミナル待合室の工事について

自動運転バス遠隔監視センター設置のため、待合室内の工事を行います。

◆**工事期間**　1月～2月中旬(予定)

◆**工事の流れ**

①:仮営業所設置(待合室内国道側に設置)

②:遠隔監視センター新設・営業所移設工事

③:②終了後、仮営業所撤去

④:工事終了

※工事期間中も待合室・トイレ等はご利用いただけます。

工事により、待合室内で騒音等が発生することが予想されますが、安全第一で工事を進めますので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

※お問い合わせは、企画財政課企画担当(TEL2-4290)まで

16 法務局からのお知らせ

令和6年4月1日から土地・建物の相続登記の申請が義務化されます。正当な理由がないのに、土地・建物の相続を知ってから3年以内に相続登記の申請をしないと、10万円以下の過料が科される可能性があります。

これをうけ、法務局では相続・遺言に関するミニ終活セミナーおよび司法書士による相続登記相談会を次のとおり開催します。既に相続が発生しているのに相続登記をしないままの土地・建物があるという方、相続・遺言に関する話題に興味があるという方は、ぜひご参加ください。

いずれも無料ですが、それぞれ予約が必要です。

◆**日程**　令和6年2月17日(土)

◆**場所**　釧路地方法務局帯広支局(帯広市東5条南9丁目帯広法務総合庁舎)

◆**予約受付期間**　1月15日(月)～2月14日(水)

【相続・遺言に関するミニ終活セミナー】

①相続登記申請の義務化に関する説明会　10時30分～11時、13時～13時30分

※2回実施します。

②自筆証書遺言書保管制度について　13時40分～14時10分

※①、②ともに定員24名

※ご予約は、釧路地方法務局帯広支局登記部門(TEL0155-24-5837)まで

【相続登記相談会】　10時～16時

※相談時間1組40分、先着45組まで

※ご予約は、釧路司法書士会司法書士総合相談センター(TEL0800-8003946)まで

林業退職金共済制度（林退共）のご案内

16 平和と公正をすべての人に

林退共は昭和57年に発足した林業界で働く方のために国が作った退職金制度です。この制度は、事業主が従事者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、従業者が林業界をやめたときに林退共から退職金を支払うという、林業界全体の退職金制度です。

◆制度の特徴

・掛金（一部を国が免除）は税法上、法人では損金、個人企業では必要経費となります。

・雇用事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

◆事業主の皆さまへ

・共済証紙は労働日数に応じて適正に貼付してください。

・共済手帳を所持している従事者が林業界を引退するときは、忘れずに退職金を請求するよう指導してください。

◆労働者の皆さまへ

・事業所を変わるときは共済手帳を忘れずに受け取りましょう。

・林業界を引退するときは忘れずに退職金を請求しましょう。

・以前、林業の仕事をされ、林退共制度に加入していた方で、退職金請求手続きをしたお心当たりのない方は、退職金を受け取っていない可能性があります。次までお問い合わせください。

※詳細は、独立行政法人勤労者退職金共済機構林業退職金共済事業本部（TEL 03-6731-2889）まで

救急車の適正利用にご協力ください！

3 すべての人に健康と福祉を

上士幌消防署における令和４年の救急出動件数は280件でしたが、令和５年は11月末日時点で昨年の救急出動件数を上回っております。

救急出動の中には、救急車を必要としない事案もあり、いざというときに救える命が救えなくなる可能性があります。

本当に救急車を必要とする人のために、皆さまのご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

下図のような症状があれば、ためらわずにすぐ救急車を呼んでください。

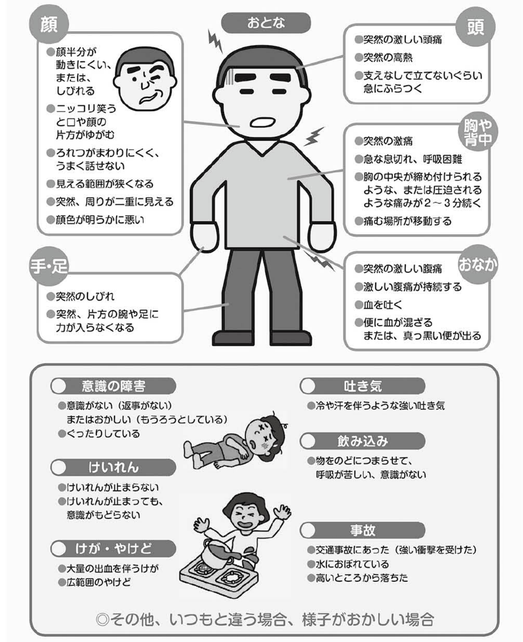

呼ぶことに迷ってしまう場合には、『かかりつけ医』に相談するか、『救急医療情報案内センター』に連絡すると、救急車必要の可否や症状に適した病院を案内してくれます。ご協力よろしくお願いいたします。

【救急医療情報案内センター】

・*一般加入電話から*　TEL 0120-20-8699

・*携帯電話から*　TEL 011-221-8699

救急車が必要な場合はためらわずに救急要請をしてください！！

国民年金インフォメーション

老後のためだけじゃない！国民年金のメリットとは？！

国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人に加入義務があります。「老後の備え」の印象が強い国民年金ですが、今回は国民年金のさまざまなメリットをご紹介します。

1.老後を支える終身年金

国民年金の老齢基礎年金は、65歳から一生涯にわたって受給し続けることができます。

2.不測の事態の備えとしての年金

老後に限らず、加入者が事故や病気で障害が残った場合は「障害基礎年金」、死亡したときは、その遺族に「遺族基礎年金」が支給されます。

3.納めた保険料で税金の負担が軽減

納めた保険料は「社会保険料控除」として全額控除の対象となります。

4.経済の変動にも対応

国民年金は、経済状況（物価や賃金の変動）に応じて年金額が改定されるため、将来受け取る年金の価値が保証されます。

国民年金の保険料を未納にしていると、年金のメリットを受け取ることができない場合があります。【老後の生活】や【万が一】に備え、保険料の納付をお願いいたします。納付が難しい場合は、免除制度などがありますのでご相談ください。

ご相談、お問い合わせは帯広年金事務所国民年金課（TEL0155-25-8113）
または町民課年金担当（TEL2-4294）まで

♥住宅用火災警報器について

住宅用火災警報器は平成23年６月から全住宅に設置が義務付けられています。

設置している場合は、設置していない場合と比べて死者の数は半減、損害額も大幅に減少します。また、設置から10年が交換目安となっており、義務化から10年以上が経過した現在では交換目安を超過している機器が設置されていることもあると思います。機器に記載されている日付を確認し10年経過していたら交換しましょう！

上士幌消防署では、住宅用火災警報器設置率調査のため無作為に抽出したご家庭に電話調査若しくは訪問調査を実施します。該当となった場合にはご協力をお願いいたします。

※消防署では住宅用火災警報器の販売、回収等は行っておりません。販売はホームセンターや消防設備業者等で行っております。

♥上士幌消防署Facebook

上士幌消防署に関する情報や火災予防広報、イベント告知などをFacebookページで随時配信します。

▶詳細はこちら

3 すべての人に健康と福祉を

火の用心

【本年の出動状況】　11月30日現在の出動件数
◆火災出動　5件（うち11月　0件）
◆救急出場　287件（うち11月33件）
※お問い合わせは、上士幌消防署予防係（TEL2-2519）まで